

大津市立小中学校規模等適正化ビジョン

平成28年12月

大津市教育委員会

目次

I 基本方針

1	はじめに	
	(1) 学校規模等適正化検討の背景	1
	(2) 平成26年度の検討経過	4
2	市民意識調査の結果	5
3	学校規模等適正化の基本的考え方	10
4	学校規模等適正化の観点	
	(1) 教育的観点	10
	(2) 地域コミュニティにおける学校の役割の観点	11
	(3) 財政的観点	11
5	学校規模による課題に応じた教育環境の充実に向けて	
	(1) 小規模な学校への教育環境の充実策	13
	(2) 大規模な学校への教育環境の充実策	15
	(3) 全ての規模の学校に共通する教育環境の充実策	15
6	学校規模等適正化の留意すべき観点	17
	(1) 通学距離、通学時間	
	(2) 1学級当たりの児童生徒数	
7	学校規模等適正化の進め方	18
	(1) 大津市立小中学校規模等適正化ビジョンの策定	
	(2) ビジョン策定後の取組の推進方策	

Ⅱ 地域別適正化ビジョン

1	地域別適正化ビジョンの検討にあたって	
	(1) 学校規模等適正化の検討の進め方について	21
	(2) 地域別の人口推計及び学校の児童生徒数・学級数推計について	21
2	北部地域適正化ビジョン	23
3	西北部地域適正化ビジョン	32
4	中北部地域適正化ビジョン	43
5	中部地域適正化ビジョン	52
6	中南部地域適正化ビジョン	62
7	南部地域適正化ビジョン	71
8	東部地域適正化ビジョン	80

Ⅲ 資料編

市民意識調査結果	92
学校の基礎情報	114

I 基本方針

1 はじめに

(1) 学校規模等適正化検討の背景

大津市では、一部の地域で近年宅地開発が進み、児童生徒数が増加し、教室等の学校施設が不足する地域がある一方で、市全体としては、全国と同様、少子化が進み、将来的にも児童生徒数の減少が予測されています。

今後、本市においては、人口減少に歯止めをかけるまちづくりの推進を図ることとしていますが、仮に、現在の合計特殊出生率を維持することを前提とした場合、30年後には、児童生徒数が現在と比較して約6割になることが見込まれています。

児童生徒数の更なる減少が見込まれるなかで、子どもたちにとってより良い教育環境（一定の集団規模の確保、多様な学習機会の提供等）を確保するため、学校規模等の適正化を図ることが全国的に重要な課題となっています。

本市においても、児童生徒数の著しい減少が見られるなかで、一部地域では増加する状況にありますが、そのいずれの場合でも児童生徒の学習生活や学校運営への影響が懸念されます。また、これまで児童生徒数の増加に合わせて整備してきた学校施設の一部に、現在では余剰が生じ、今後更にその拡大が見込まれています。

子どもたちにとってより良い教育環境を将来に渡って確保するため、今後の財政状況を踏まえつつ、長期的な視点に立った対策を検討する必要があります。

また、地域合意に基づき具体化を図るには、時間をかけた十分な議論が求められます。

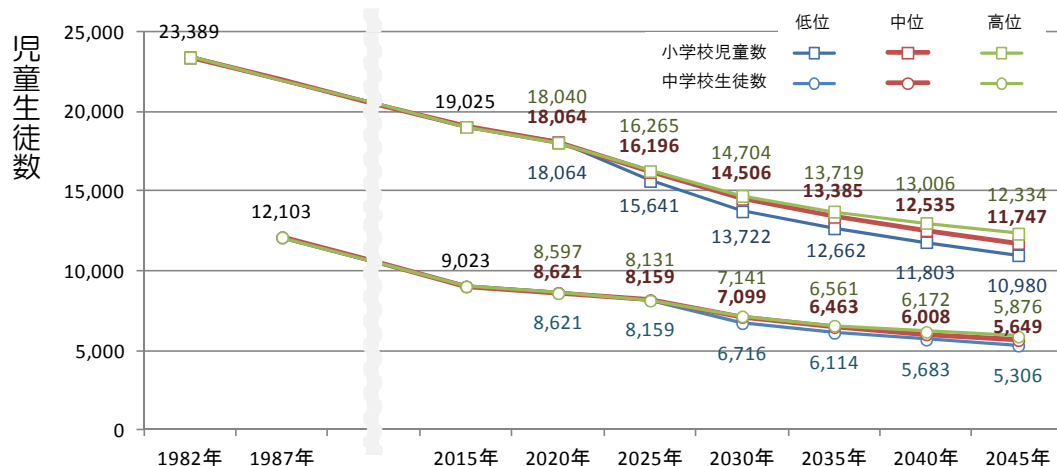
① 大津市の児童生徒数の推移

大津市でも、全国的な傾向と同様に、今後児童生徒数の減少が予測されています。児童生徒数を推計するに当たり、合計特殊出生率及び純移動率の組み合わせにより、高位・中位・低位の3パターンを推計しました。この結果、3パターンとも同様の減少傾向を示すこと、今後も合計特殊出生率及び転出入の傾向は現状維持の可能性が高いことから、中位パターンを採用することにしました。

市立小学校の児童総数は、近年では、昭和57年（1982年）の23,389人が最も多く、その後減少に転じ、平成27年（2015年）には19,025人と約19%減少していますが、30年後には、ピーク時の約50%に当たる11,747人になると見込まれています。

市立中学校の生徒総数は、近年では、昭和62年（1987年）の12,103人が最も多く、その後減少に転じ、平成27年（2015年）には9,023人と約25%減少していますが、30年後には、ピーク時の約47%に当たる5,649人になると見込まれています。

<大津市立小中学校の児童生徒数の将来推計>



<大津市立小中学校の児童生徒数の将来推計のパターン>

	低 位	中 位 (人口ビジョン：現状維持人口)	高 位
合計特殊出生率	平成 21 年 (2008 年) から 5 年間の合計特殊出生率の平均値 (1.40) が平成 27 年 (2015 年) 以降一定として仮定	平成 25 年 (2013 年) の合計特殊出生率 (1.48) が平成 27 年 (2015 年) 以降一定として仮定	中位と同様
純移動率 ※1	直近 1 年間のデータを使用し算出した純移動率が縮小せずに、平成 57 年 (2045 年) まで概ね同水準で推移すると仮定 (転入者よりも転出者が多い状況が今後も同水準で継続)	低位と同様	平成 27 年度の比率に対して平成 32 年度時点で純移動数が改善されると設定。現状の平成 27 年 (2015 年) の比率に対して平成 32 年 (2020 年) 時点で 0.5 倍に縮小し、その後はその率 (0.5 倍) で一定と仮定 (転入者よりも転出者が多い状況が現状よりも縮小)

※1 純移動率…2014 年の性別 5 歳階級別移動数を 2015 年 4 月時点の性別 5 歳階級別人口 (住基台帳ベース) で除した値。大津市の場合、直近 1 年間は転入者よりも転出者が多いため、純移動率はマイナスとなっている。

② 子どもたちのより良い教育環境と学校規模

児童生徒数が少なくなり、又は多くなると、学校生活や学校運営の面で様々な影響が生じるといわれています。

学級数や教職員数が少ないことや児童生徒数が多い大規模な学校であることにより生じる可能性のある課題として、国の手引※2では、次のとおり示されていますが、より良い教育環境を確保していくためには、これらの課題を解消するための方策が必要になります。

※2 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省作成)

学級数・教職員数が少ないことによる学校運営上の主な課題	児童生徒数が多い大規模な学校であることによる主な課題
<p>○クラス替えが全部又は一部の学年でできない場合がある。</p> <p>○クラブ活動や部活動の種類が限定される場合がある。</p> <p>○教員の加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい場合がある。</p> <p>○体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる場合がある。</p> <p>○教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない場合がある。</p>	<p>○学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。</p> <p>○同学年でも互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。</p> <p>○教職員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かく指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。</p> <p>○児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。</p>

これらの課題は一般的なものとして挙げられている一方で、小規模な学校では個別指導が行いやすい、大規模な学校では多様な意見に触れやすい等、規模に応じた利点もあります。しかしながら、本市においても今後、児童生徒数の著しい減少や一部地域での増加により、利点よりもこれらの課題が顕著になり、教育環境に影響が生じる可能性があります。

③ 学校施設の状況と財政面での課題

現在、本市の市立小中学校は併せて 55 校あり、その建物の管理面積（校舎面積）は約 318,800 平方メートルにも及びます。そのうち約 8 割の施設が昭和 40 年代から 50 年代にかけて建築され、築後 30 年以上経過しています。今後、施設の老朽化が進むとともに、児童生徒数の減少により更に施設の余剰が生じてくる見込みです。

老朽化が進むなかで、維持管理に要する費用は年々増す傾向にあります。現在の学校施設の規模等をこのまま維持しようとする、児童生徒が利用しない施設を抱え続けることとなります。少子高齢化等により人口減少社会を迎えている状況のもとで、本市の財政規模をこのまま維持し続けるのは困難であり、持続可能な学校施設としていくためには、学校規模等の見直しを検討していかざるを得ない状況にあります。

※本市では、公共施設全体を、財政・サービス・運営面から最適かつ安全に維持可能な規模・量・運営形態に見直すためとして、大津市公共施設適正化計画（平成 27 年 3 月策定）を定め、30 年後を見据えた公共施設に関する諸課題の解消に向けて取組を進めています。

<大津市立小中学校の学校数及び校舎面積の推移>

	1982年 (昭和57年) ～小学校児童数が 近年最多～	1987年 (昭和62年) ～中学校生徒数が 近年最多～	2005年 (平成17年) ～合併前～	2015年 (平成27年) ～合併後・現在～
小学 校	28校 (141,323㎡)	28校 (146,915㎡)	33校 (187,429㎡)	37校 (200,839㎡)
中学 校	12校 (71,861㎡)	14校 (90,437㎡)	17校 (111,318㎡)	18校 (117,954㎡)

※1982年、1987年、2005年の欄には、合併前の旧志賀町の学校数及び校舎面積は含まれていません。

(2) 平成26年度の検討経過

大津市教育委員会では、国における学校規模等の適正化に向けた動きや、大津市の公共施設の適正化に向けた動きを受け、子どもたちの教育環境をより良くしていくため、教育的観点を中心として、この課題に取り組むこととしました。平成26年度に保護者や教職員へヒアリングやアンケートを行い、望ましい学校規模等について協議を行ってきました。その中で、適正化には多様な手法が考えられることから、標準学級数や学級編制について一律の基準は定めないこと、子どもの教育環境を第一に考える教育的観点で適正化を進めていくこと、取組にあたっては地域や保護者の方への丁寧な説明と十分な意見交換を行う必要があることを確認いたしました。

一方で、近年の厳しい財政状況の下では、持続可能な大津市全体の公共施設のあり方との整合性を図る必要があることも確認しました。

これらの検討経過を踏まえ、平成27年度は30年先の望ましい教育環境の姿を見据えて、長期的な取組を始めるにあたっての方向性を定めることとしました。

2 市民意識調査の結果

【調査の概要】

調査対象	一般市民	小学校保護者	中学校保護者
	市内在住の 20歳以上の男女	市内37小学校 (5年生1クラス、ただし人数に より他学年・クラスも対象)	市内18中学校 (2年生1クラス、ただし人数に より他学年・クラスも対象)
標本数	5,000人	1,613人	616人
抽出方法	住民基本台帳よ り無作為抽出	当該クラス全員	当該クラス全員
配布・回収方法	郵送配布・回収	学校を通じて配布・回収	学校を通じて配布・回収
調査期間	平成27年9月16日～平成27年9月30日		
有効回収数	1,832件	1,234件	448件
有効回収率	36.6%	76.5%	72.7%

【調査結果】

(1) 1学級の人数について

【保護者】の意識としては、1学級の人数は20人から34人までは「ちょうど良い」と感じている割合が高いが、【小学校保護者】は【中学校保護者】や【市民】よりも少ない学級人数を望んでいる傾向がある。【小学校保護者】には、1学級の人数が少ないことで、より一層児童一人ひとりに教職員の目が届きやすく、きめ細やかな指導が行えることを望む意識が高いと考えられる。

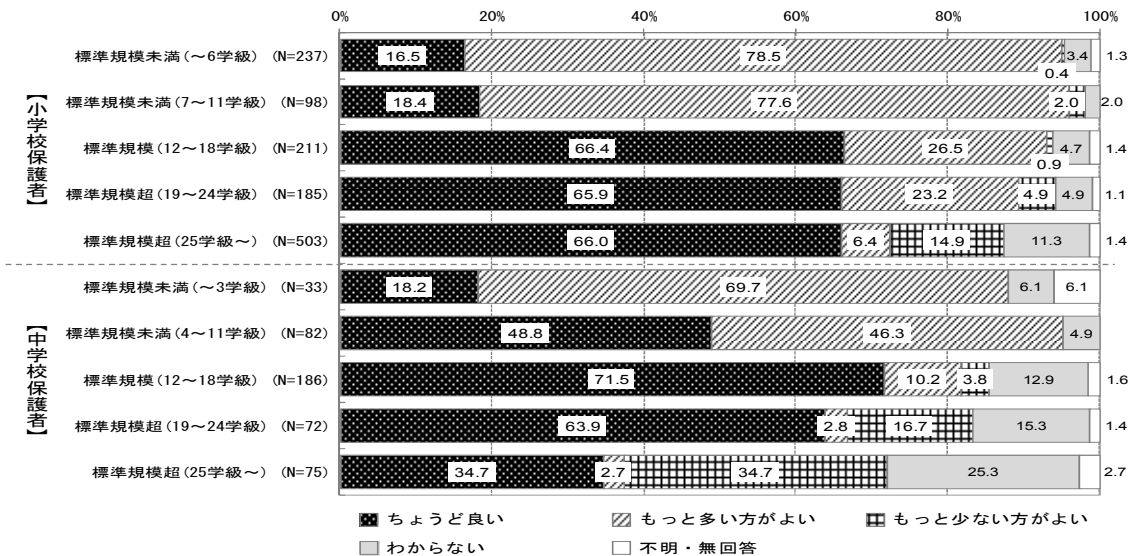
		【小学校】					【中学校】						
		件数	ちょうど 良い	もっと 多い 方がよい	もっと 少ない 方がよい	わから ない	不明・ 無回答	件数	ちょうど 良い	もっと 多い 方がよい	もっと 少ない 方がよい	わから ない	不明・ 無回答
現 在 の 1 学 級 あ た り 人 数	9人以下	18	44.4%	50.0%	0.0%	5.6%	0.0%	9	22.2%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	10～14人	9	22.2%	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	8	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	15～19人	37	21.6%	78.4%	0.0%	0.0%	0.0%	16	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～24人	101	67.3%	25.7%	2.0%	5.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	25～29人	289	81.0%	4.5%	9.7%	4.8%	0.0%	24	83.3%	8.3%	4.2%	4.2%	0.0%
	30～34人	482	61.2%	2.5%	29.9%	6.4%	0.0%	238	72.3%	2.9%	20.6%	4.2%	0.0%
	35～39人	260	31.9%	1.5%	60.0%	4.6%	1.9%	128	44.5%	0.0%	48.4%	7.0%	0.0%
	わからない	12	41.7%	16.7%	16.7%	25.0%	0.0%	14	21.4%	0.0%	35.7%	42.9%	0.0%
	不明・無回答	26	46.2%	3.8%	34.6%	0.0%	15.4%	11	54.5%	0.0%	27.3%	9.1%	9.1%
合 計	1,234	57.9%	8.3%	27.6%	5.3%	0.7%	448	59.8%	7.1%	26.8%	6.0%	0.2%	

現在の児童・生徒数に対する意識（現在の1学級あたりの人数別）〈保護者調査〉

(2) 1学年の学級数について

【保護者】の意識としては、1学年の学級数が小学校で2～5学級、中学校で2～8学級においては、「ちょうど良い」と感じている割合が高いが、理想の学級数について小学校と中学校を比較すると、小学校の方がより少数の学級数を求める傾向が強くなっている。

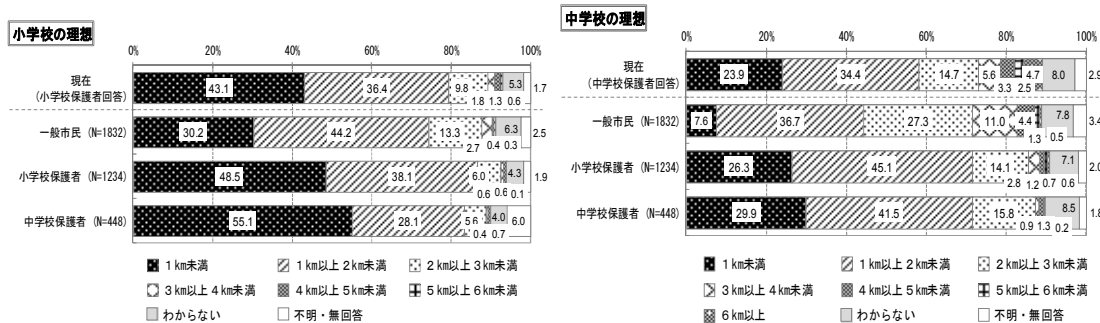
学校規模別で見ると、1学年の学級数が1学級以下となる小中学校では「もっと多い方がよい」と感じている【保護者】が多数となり、学級数が少ない【保護者】は、現状の学級数に対する課題意識が高いと考えられる。【小学校保護者】の方がその傾向が強いが、小学校は中学校と比較すると在学する期間が長いことから、クラス替えによる人間関係の変化といった効果が重視されているものと考えられる。



学校規模別の現在の学級数に対する意識<保護者調査>

(3) 通学環境について

【保護者】は現状の通学距離・通学時間よりも短い距離・時間を理想とする一方、【市民】は現状よりも長い距離・時間を理想とする考えが高い傾向にある。子どもにとって負担の少ない通学環境を望む【保護者】と、ある程度広範な通学範囲を理想とする傾向にある【市民】の間では意識に差がある結果となっている。

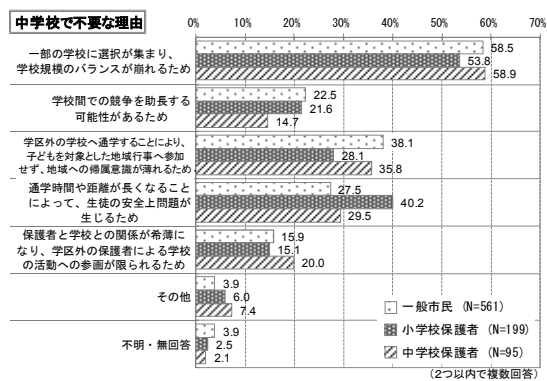
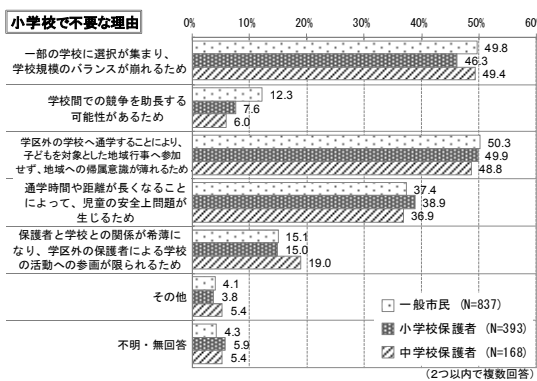
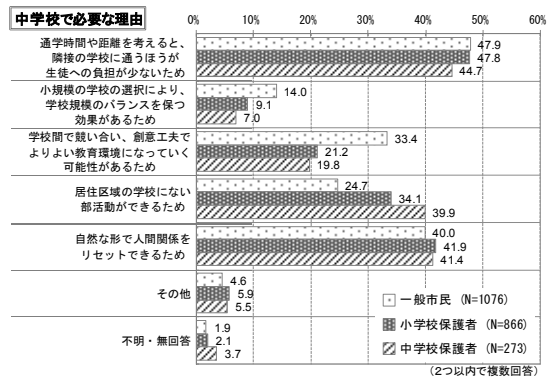
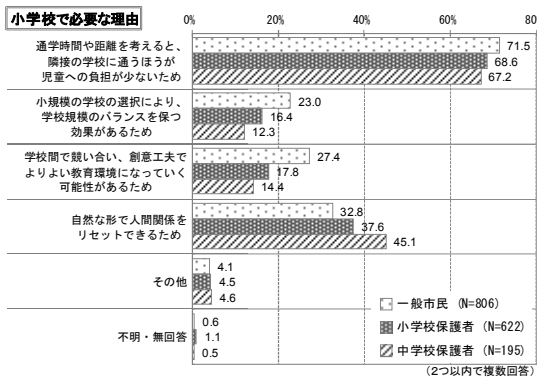


理想の通学距離<市民調査・保護者調査>

(4) 学校選択制について

学校選択制の必要性は、【保護者】は小学校・中学校ともに『必要』が『不要』を大きく上回っているが、小学校よりも中学校についての方がその傾向は顕著である。【市民】でも中学校については『必要』が『不要』を大きく上回るが、小学校については『必要』と『不要』が拮抗している。学校選択制を「利用した(予定を含む)」は、小学校、中学校ともに低くはあるが、制度そのものについての必要性の認識は高いといえる。

【市民】【保護者】ともに、小中学校での学校選択制が必要な理由は、「通学時間や距離を考えると、隣接の学校に通うほうが児童への負担が少ないため」が多く、不要な理由は「一部の学校に選択が集まり、学校規模のバランスが崩れるため」が約5割を占めるが、小学校では「学区外の学校へ通学することにより、子どもを対象とした地域行事へ参加せず、地域への帰属意識が薄れるため」も約5割あり、中学校と比較すると小学校はより地域コミュニティと密接な関わりがあると捉えられている。



学校選択制が必要又は不要な理由<市民調査・保護者調査>

(5) 地域と学校の関わりについて

【市民】の地域の学校との関わりは、「ある」が小学校は約37%、中学校は約14%であり、小学校との関わりが中学校よりも高い。本市の場合、小学校区を単位として地域の各種団体が活動しており、中学校と比較して小学校の方が密接に関わった地域活動がより多いためと考えられる。

地域における学校の役割の中で重要だと思えるものは、【市民】【保護者】ともに、小学校、中学校双方について「災害時の指定緊急避難場所・指定避難場所となる場」が同程度で最も多くなっているが、現状の認識においては中学校の方が小学校よりも低い傾向に対して、役割の重要性は同等のものが期待されていることがわかる。「地域の伝統・歴史文化を継承し地域のシンボルとなる場」は最も少なく、学校の果たす役割としては重要度の認識が低い傾向にある。

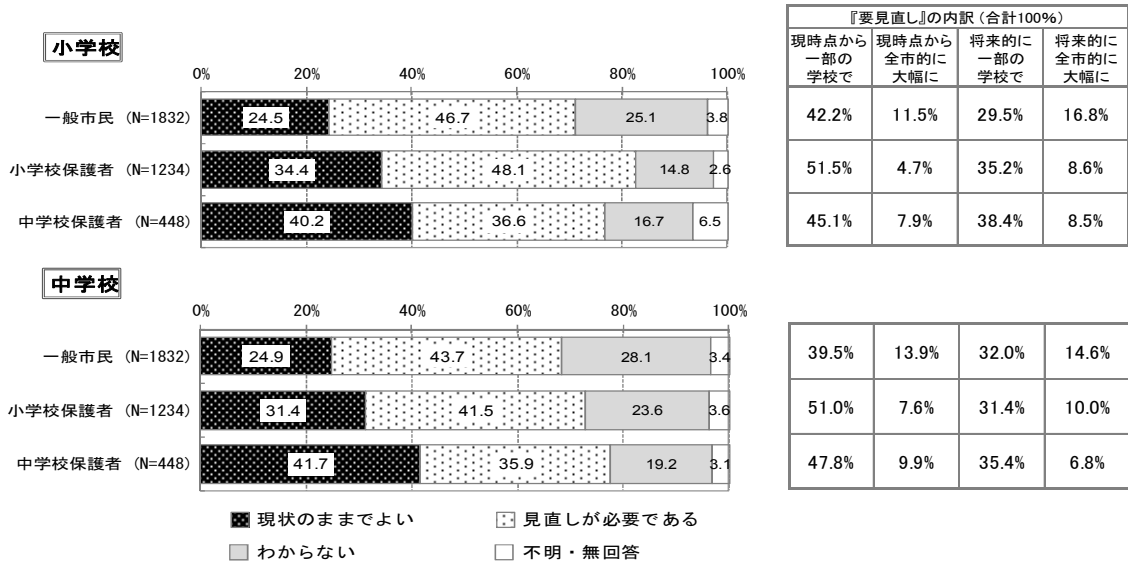
(6) 学校数や通学区域の範囲について

大津市の学校数や通学区域の範囲の見直しの必要性は、【中学校保護者】では、小学校、中学校双方について「現状のままでよい」が最も多い。一方、【市民】【小学校保護者】では『要見直し』が「現状のままでよい」を上回っている。

居住地域の学校についてのより良い教育環境を実現するための見直しの必要性は、小学校については、【市民】では『要見直し』が「現状のままでよい」を大きく上回っているが、【保護者】では「現状のままでよい」が多い。一方、中学校については、【市民】【小学校保護者】では『要見直し』が多いが、【中学校保護者】では「現状のままでよい」が最も多く、小・中学校の別、調査対象主体の別により意見が分かれている。

居住地域の学校に対する見直しの必要性は全市的な必要性よりも認識が低い結果と

なっている。特に居住地域の小学校に対して【保護者】は現状のままを望む傾向がみられる。

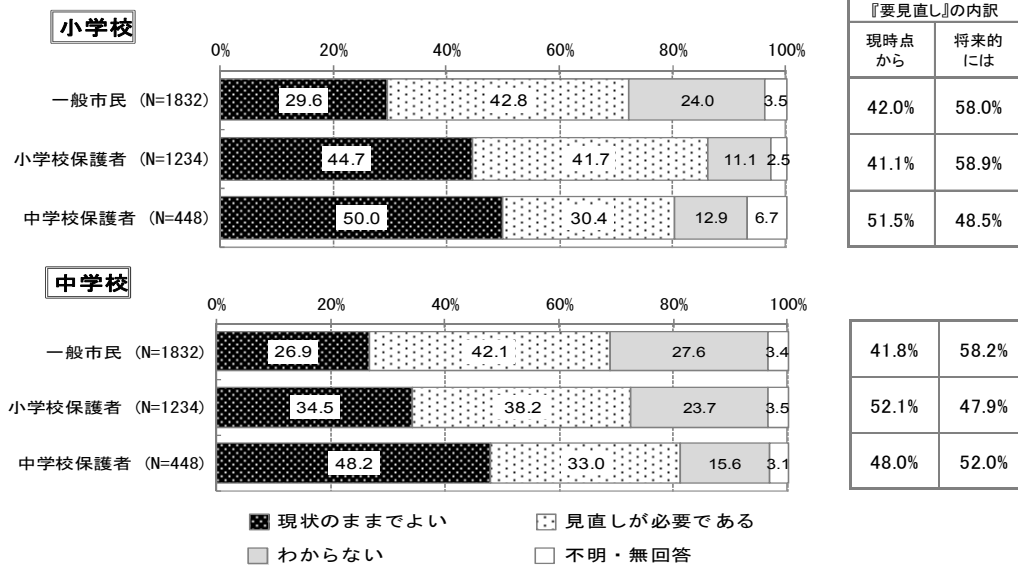


『要見直し』の内訳 (合計100%)

	現時点から一部の学校で	現時点から全的に大幅に	将来的に一部の学校で	将来的に全的に大幅に
一般市民	42.2%	11.5%	29.5%	16.8%
小学校保護者	51.5%	4.7%	35.2%	8.6%
中学校保護者	45.1%	7.9%	38.4%	8.5%

一般市民	39.5%	13.9%	32.0%	14.6%
小学校保護者	51.0%	7.6%	31.4%	10.0%
中学校保護者	47.8%	9.9%	35.4%	6.8%

大津市の学校数や通学区域の範囲の見直しの必要性<市民調査・保護者調査>



『要見直し』の内訳

	現時点から	将来的には
一般市民	42.0%	58.0%
小学校保護者	41.1%	58.9%
中学校保護者	51.5%	48.5%

一般市民	41.8%	58.2%
小学校保護者	52.1%	47.9%
中学校保護者	48.0%	52.0%

居住地域の学校数や通学区域の範囲の見直しの必要性<市民調査・保護者調査>

(7) 教育環境の充実策について

※規模別に次に掲げる充実策を選択肢として示し、それぞれの導入の是非についての回答を求めたもの。

- 小規模な学校の充実策
- ①近隣の小・中学校を一体化し、9年間を通して一貫した教育を行うとともに、学校の規模を確保する(小中一貫校制度)。
 - ②小規模特認校制度(従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度。)創設など、通学区域の弾力化を行う。
 - ③山村留学制度(自然豊かな農山漁村に、小中学生がある程度の期間移り住み、地元小中学校に通いながら、様々な体験を積む制度。)導入など、学校に特色を持たせる。
 - ④学校間で連携して授業・行事を行い、効果的な多人数指導を行う。
 - ⑤幼稚園、保育所や児童館などの児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等と小中学校施設と複合化することにより、異年齢交流の機会を増やす。
 - ⑥適正規模に満たない学校を対象として隣接する学校同士を統合し、一定の集団規模を確保する(学校の統合)。

大規模な学校の充実策

- ①新たな学校を分離新設し、児童生徒数を調整する
- ②児童生徒数は変えずに、現在の学校を増改築する
- ③近隣校との間で通学区域の見直しを行い、児童生徒数を調整する
- ④児童生徒数は変えずに、教頭の複数配置やミドルリーダーとなる教員等（経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、学校の組織的な運営の中心的な役割を担う教員）の配置、教職員数を増やす

小規模な学校の充実策について、『肯定』した割合が5割以上となっているのは、【保護者】【市民】ともに「④効果的な多人数指導」、「⑤施設の複合化による異年齢交流の機会の増加」の2施策である。その他の充実策についてもすべて『肯定』が『否定』を上回っているが、その中で「①小中一貫校制度」は肯定と否定の差が小さく、最も評価が低くなっている。

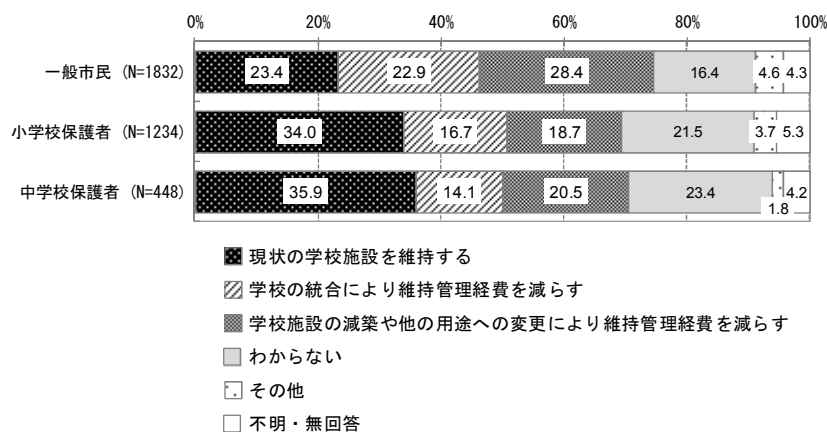
また、「①小中一貫校制度」、「②通学区域の弾力化」、「③学校の特色化」、「⑥学校の統合」に対して【保護者】は「どちらともいえない」という回答も約3割あり、現時点における判断の難しさが伺える。

大規模な学校の充実策について、『肯定』した割合が5割以上となっているのは、【保護者】【市民】ともに「③通学区域の見直し」の1施策のみとなっている。これについては否定も僅少であり、【保護者】【市民】双方において、一定受け入れられていることが伺える。一方、「②学校の増改築」については、肯定と否定が拮抗しており、なかでも市民においては否定が肯定を上回っていることから、大規模校の充実策としては課題があるとの認識が高いことが伺える。

(8) 財政負担の問題について

限られた財源のなかでの今後の対応については、【保護者】では「現状の学校施設を維持する」が3割強で最も多くなっている。

一方、【市民】では「学校施設の減築や他の用途への変更により維持管理経費を減らす」が最も多いものの、「現状の学校施設を維持する」と「学校の統合により維持管理経費を減らす」もほぼ同じ割合であり、意見が分かれている。



財源を踏まえた今後の対応<市民調査・保護者調査>

3 学校規模等適正化の基本的考え方

平成26年度に教育委員会で協議した結果を踏まえ、学校規模等の適正化により、子どもたちのより良い教育環境を確保していくにあたっては、次の3つの考え方を基本とします。

大津の子どもたちの将来を見通した教育的観点で適正化を進めます。

- ・将来を担う人材を育てる中核的な施設として、子どもたちの教育環境の充実を中心に据えた適正化を進めます。

地域コミュニティにおける学校の役割について尊重し、地域とともによりよい学校を考えます。

- ・大津市の学校は、地域コミュニティの中心であり、災害時の避難所としての役割も併せ持っていることから、地域や保護者の方と十分に意見交換を行います。

大津市の財政状況も考慮し、大津市公共施設適正化計画との整合性をはかります。

- ・近年の厳しい財政状況下にあっては、持続可能な大津市全体の公共施設のあり方についても考慮し、整合性をはかっていく必要があります。

4 学校規模等適正化の観点

学校規模等適正化に関する基本的考え方を基に、「教育的観点」、「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」、「財政的観点」という3つの観点から学校規模等の適正化を進めます。

(1) 教育的観点

大津市内には6学級以下（各学年1学級以下）の学校から、30学級（各学年5学級以上）を超える学校まであり、学校規模に応じて教育的課題も様々です。

一般に、児童生徒同士の間関係や教員との人間関係に配慮した学級編制を行ったり、児童生徒を多様な意見に触れさせ、人間関係を構築する力を身に付けさせるためには、クラス替えができることが望まれます。また、逆に児童生徒数が学校施設の容量に比して過大となると、教育活動の展開に支障が生じる場合があります。

これらのことを踏まえ、学校規模を3つの区分に分けて適正化を進めていきます。

① 全学年でクラス替えができない規模（小規模な学校）

クラス替えによる多様な対人関係の経験や学習機会等を確保することが重要であり、地域の実情に応じ分析した上で、通学区域の見直し（拡大）、学校統合等の適否を検討していきます。

地理的条件等により困難な事情がある場合には、小規模校のメリットを最大限生かしながら、小規模校の課題の解消策や緩和策を検討・実施していきます。

② 児童生徒数が 1,200 人以上の規模（大規模な学校）

公立小中学校の国庫負担事業認定基準では、31 学級以上が過大規模校とされています。また、本市では、子どもの教育活動を考慮し、児童生徒数 1,200 人以上を大規模な学校として捉えています。

大規模な学校については、学級数に関する国の基準や将来の児童生徒数の推移も踏まえながら、適正な学校運営が図れるよう、現在抱える課題の解消策や緩和策を検討・実施していきます。

③ 上記以外の規模の学校（小規模及び大規模以外の学校）

今後の児童生徒数の予測や地域の実情等を踏まえ、各学校における教育上の課題を整理した上で、現存施設の規模最適化その他の教育環境の充実策を検討していきます。

（2）地域コミュニティにおける学校の役割の観点

小中学校は義務教育を担う施設であるとともに、地域交流やスポーツ活動、防災拠点としての役割も担っています。また、学校教育は地域社会の将来を担う人材を育成する営みであり、まちづくりのあり方と関わってくることから、学校規模等適正化の検討にあたっては、地域にとって魅力のある学校づくり・地域とともにある学校づくりを念頭に置いて取り組みます。

① 地域コミュニティの核

学校教育に関わる保護者や地域住民の方々の理解と協力を得ながら、学校が地域で果たしている多様な機能にも留意し、適正化を検討していきます。

② 地域社会の将来を担う人材育成

地域の子どもはその地域で育てることを基本として、コミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、通学区域の弾力的運用である学校選択制については、その効果や地域への影響を検証し、運用のあり方について検討していきます。

（3）財政的観点

大津市公共施設適正化計画では、現在の公共施設をそのまま維持した場合、今後 60 年間の年平均コストは、現在の 1.5 倍かかり、将来必要となるコストの 70% 程度しか賄えないと示されています。人口の減少が予想される中、維持可能な公共施設のあり方を検討していく必要があり、同計画では、公共施設全体を財政・サービス・運営面から最適かつ安全に持続可能な規模・量・運営形態に見直し、適正化を図っていくことが求められています。

義務教育のための施設である学校は、他の公共施設と同一に論ずることはできません

が、少子高齢化等により人口減少社会を迎えている状況のもとで、本市の財政規模をこのまま維持し続けるのは困難であり、持続可能な学校施設としていくためには、学校規模の縮小化など適正化を図っていかざるを得ない状況にあります。学校施設総量の削減については、大規模改修時に減築又は他の施設への用途変更によって保有面積を減らすことを第一に検討し、その上で、保有面積を更に減じる必要がある場合には統合を視野に入れた検討を進めていきます。

5 学校規模による課題に応じた教育環境の充実に向けて

学校は、単に教科等の知識や技能の習得の場だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもあります。そのためには、一定の集団規模の確保や、多様でバランスのとれた教職員集団が配置されていることが必要といえます。

児童生徒数が少ないことや多いことによる教育環境に関する課題を緩和し、解消するため、一例として下記の方策が全国で取り組まれています。

大津市においても、これらを参考に、取組において懸念される課題を踏まえ、保護者や地域とともに実施に向けて検討を重ねていきます。

また、少人数であることを最大限生かした取組のほか、小規模化の更なる進行を防ぐことにつながる取組や、大規模化を緩和することにつながる取組など、市立小中学校で実施されて効果が得られていると考えられる施策についても、その拡充を図ります。

(1) 小規模な学校への教育環境の充実策

施策名	内容	効果	課題等
通学区の見直し	適正規模に近づくよう、近隣校との間で通学区の見直しを行う。	児童生徒数の適正化、通学距離の適正化	・地域活動のエリアを十分に斟酌した上で取り組む必要がある。
学校統合	適正規模に満たない学校を対象に、近隣の対象学校同士、あるいは対象学校と近隣にある適正規模の学校との統合を行う。	教育上必要な一定の集団規模の確保	・統合に係る保護者・地域との合意の形成を図るとともに、通学距離が徒歩・自転車の圏域を越える場合における通学手段（公共交通機関・スクールバス等）の確保が必要となる。 ・統合を進める際には、地域の防災拠点等、学校教育以外に担う役割についても考慮した跡地利用の検討が必要となる。
他の公共施設等と学校の合築利用	児童館、高齢者福祉施設等と学校を複合化し、異なる年齢や立場の人と子どもの交流の機会を増やす。	世代間交流による相互理解の深まり、児童生徒の心の育成	・合築する施設の検討にあたっては、子どもたちの教育環境の充実を図る施設であることを考える必要がある。 ・安全管理の面から、学校とそれ以外の施設の出入の管理を円滑に行う必要がある。 ・複合化するに際し、構造面での配慮が必要となる。

施策名	内 容	効 果	課題等
合同授業	体育科や音楽科などの科目において、学校間で連携して授業・行事を行い、効果的な多人数指導を行う。	効果的な指導人数の確保	・通学条件の向上のほか、児童生徒の移動手段・移動時間の確保が必要となる。
小規模特認校制度	従来の通学区域は残したまま、部活動の魅力向上など特定の学校について特色化を図り、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める。	特認校における児童生徒数の増加、地域及び関係施設との連携強化、地域の活性化	・保護者や児童生徒が求める学校の魅力創出が必要となる。
通学区域の弾力的運用	学校選択制や就学指定校の変更など、居住する住所によって定められた通学区域以外の学校への就学を弾力的に認める。	・より通学条件の良い学校の選択、個々の事情による就学ニーズへの対応が可能となる。	・制度の利用が進むことで、地域活動や子どもの通学条件に支障が及ばないよう配慮する必要がある。
小中一貫教育	小中連携教育のうち、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。 施設形態としては小中学校の校舎が一体的に設置される施設一体型、同一敷地又は隣接敷地に別々に設置される施設隣接型、隣接していない異なる敷地に別々に設置される施設分離型に分類される。	学力向上や児童生徒指導における連続性の確保 教育上必要な集団規模の確保	・小中一貫教育は、取組に濃淡はあるが、全国的には小中それぞれ約1割の学校で実践されている。 ・小中一貫校は、新たな学校種である「義務教育学校」として、平成28年度から法制化される。
山村留学制度	自然豊かな地域の学校へ都会等から児童生徒が1年単位で移り住み、地元小中学校へ通いながら、様々な体験を積む。ホームステイや寮のほか、空家への移住等により居住先を確保することとなる。	受入校における児童生徒数の増加	・学びの体験に加え、居住先の確保も含め幅広く地域の協力を得て取り組む必要がある。 本市の葛川地域では、かつて里親制度及び家族移住型による小中学校への山村留学に取り組んでいた。
学校施設改修による学習環境の改善及び規模最適化	老朽化が進む学校施設を大規模改修し、学習環境の改善を図るとともに規模の最適化を図る。	学習環境の向上、減築や他用途変更など、適正規模化が図れる。	・多くの費用を伴うため、費用対効果を鑑みた上で年次的に取り組む必要がある。

(2) 大規模な学校への教育環境の充実策

施策名	内 容	効 果	課題等
通学区域の見直し	適正規模に近づくよう、近隣校との間で通学区域の見直しを行う。	児童生徒数の適正化、通学距離の適正化	・地域活動のエリアを十分に斟酌した上で取り組む必要がある。
教職員数増加	児童生徒数の増加にあわせて、教頭の複数配置やミドルリーダーとなる教員の加配、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図る。	学習環境の改善	・必要な教職員定数の確保に加え、市費による効果的な教員加配が必要となる。
学校の分離新設	適正規模を超える学校を複数の学校に分離、新設する。	教育上必要な集団規模の適正化	・区割りの検討とともに、将来的な児童生徒数の推移を見越した整備が必要となる。
学校の増改築	既存の学校施設全体や特別教室等一部施設の増改築を行う。	学習環境の改善、児童生徒の受入と学習環境の不均衡の是正	・増改築の見込める学校敷地の確保が必要となる。

(3) 全ての規模の学校に共通する教育環境の充実策

施策名	内 容	効 果	課題等
学校施設改修による学習環境の改善及び規模最適化	老朽化が進む学校施設を大規模改修し、学習環境の改善を図るとともに規模の最適化を図る。	学習環境の向上、減築や他用途変更など、適正規模化が図れる。	・多くの費用を伴うため、費用対効果を鑑みた上で年次的に取り組む必要がある。
コミュニティ・スクールの導入	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める。	地域教育力の充実・向上	・地域との効果的で継続的な連携が必要となる。
学校地域コーディネート本部事業	学習支援や部活動指導、登下校安全確保といった学校支援に対する地域の人材の参画を促し、地域の人と児童生徒の交流や協働活動の機会を増やす。	地域教育力の充実・向上	・地域との効果的で継続的な連携が必要となる。

<p>小中一貫教育</p>	<p>小中連携教育のうち、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育。 施設形態としては小中学校の校舎が一体的に設置される施設一体型、同一敷地又は隣接敷地に別々に設置される施設隣接型、隣接していない異なる敷地に別々に設置される施設分離型に分類される。</p>	<p>学力向上や児童生徒指導における連続性の確保 教育上必要な集団規模の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育は、取組に濃淡はあるが、全国的には小中それぞれ約1割の学校で実践されている。 ・小中一貫校は、新たな学校種である「義務教育学校」として、平成28年度から法制化される。
---------------	---	--	---

6 学校規模等適正化の留意すべき観点

学校規模等の適正化を進めるにあたって、「教育的観点」、「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」、「財政的観点」の3つの適正化の観点以外に、次のことにも留意して、検討を進めていきます。

(1) 通学距離、通学時間

国の手引では、公立小・中学校の通学距離については、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準が示されており、スクールバス等の交通手段を確保する場合には、通学時間をおおむね1時間以内とした上で、児童生徒の実態や地域の実情に応じて基準を定めていくことが示されています。大津市においても、適正化を進める際には、通学距離や通学時間等の通学環境によって教育環境に著しい差が生じないように留意する必要があります。

(2) 1学級あたりの児童生徒数

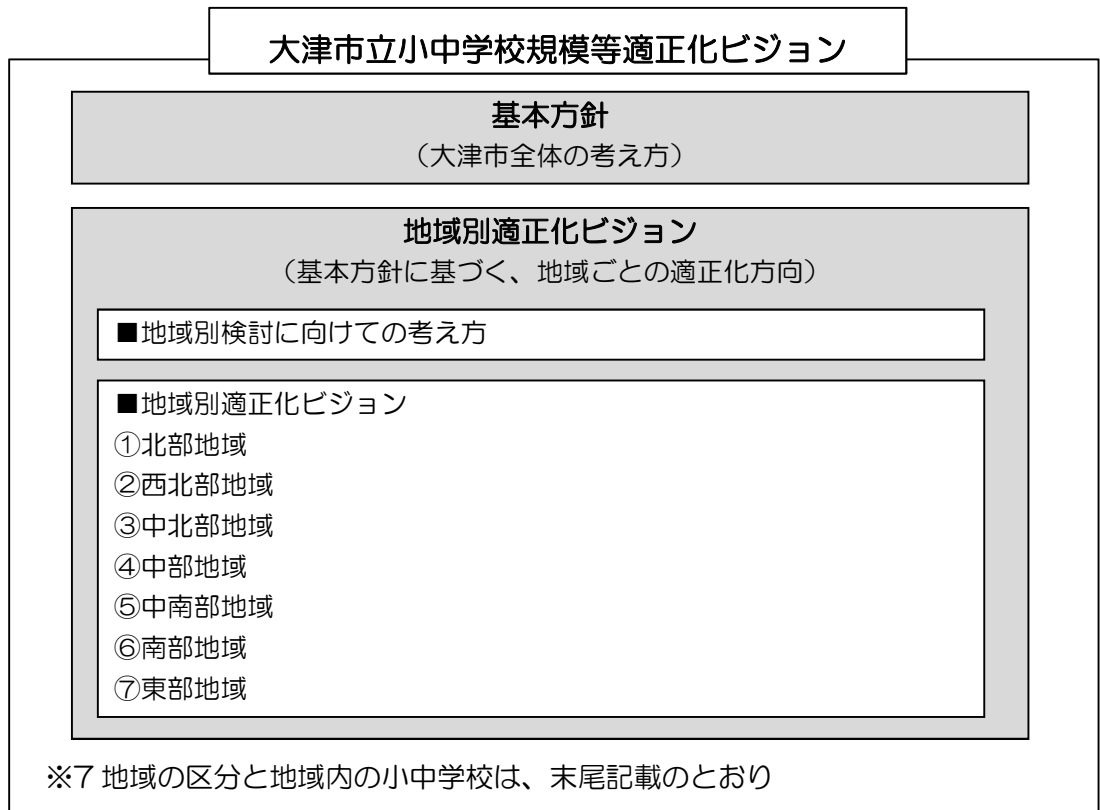
公立小中学校の1学級の児童生徒数は、法令の基準では、小学校では1年生が35人以下、2年生から6年生までが40人以下、中学校では40人以下が標準とされています。

国の手引では、特に単学級の学年が生じている状態で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、小規模な学校の課題がさらに顕著になるとされています。これらのことから、適正化を進める際には、1学年あたりの学級数だけでなく、1学級あたりの児童生徒数についても留意する必要があります。

7 学校規模等適正化の進め方

(1) 大津市立小中学校規模等適正化ビジョンの策定

学校規模等の適正化に関する大津市全体の基本的な考え方を基本方針として定め、基本方針の考え方を地域別に当てはめ、基本的な取組の方向性をビジョンとして定めます。この地域は、地域とともに学校づくりを考えていく観点から、自治連合会の地域区分に合わせたものとなっています。また、本市の保健福祉ブロックによる区分とも合致します。



(2) ビジョン策定後の取組の推進方策

大津市立小中学校規模等適正化ビジョン（仮称）の基本方針及び地域別ビジョン策定後は、各学校における具体的な取組を検討していくにあたって、大津市公共施設適正化計画のスケジュールを念頭に、十分な議論のもとで地域の総意として学校規模等のあり方を決めていくことが望ましいと考えます。

地域の意向や状況を踏まえて必要性が高いと考えられる地域から、次の手順に沿って優先的・段階的に取り組むこととします。

① 地元説明会の開催

学校規模等の適正化に関する大津市立小中学校が置かれている現状や地域の課題について共通理解を得るため、小規模な学校等、適正化に課題のある学校を中心に、保護者や地域住民の方々に対する地元説明会を開催します。

② 保護者・学校による検討委員会の設置と協議の促進

児童生徒の保護者や学校長による検討委員会を設置し、児童生徒の教育環境を第一に、これからの学校規模等のあり方について検討を行った上で、検討委員会において方向性が定まった場合、次に示す地域協議会へ諮っていきます。

③ 地域・保護者・学校による地域協議会の設置と協議の促進

保護者と学校による検討委員会が出された方向性について、地域住民も交えた枠組みのもとで更に検討を重ねた上で、地域協議会では、十分な議論を経た上で、取り組む方向性について、地域の総意としての意見集約を図ります。

④ 教育委員会の役割

少子化の更なる進行は、小中学校の教育環境に大きな変化を及ぼします。また、人口減少社会を迎え、行政全般にわたって財政環境が厳しくなるものと考えられます。

このような中で、本市の子どもたちに対し、より良い教育環境を将来にわたって確保していくためには、学校規模等の適正化が必要であり、児童生徒数の推移を見越して、通学区域の見直しや学校統合等の適否を検討することは、教育的観点、財政的観点から避けては通れない課題であると認識しています。

しかしながら、地域の成り立ちや地域コミュニティの核として学校を取り巻く事情は様々であることから、取り組みの実現性を高めるためには、行政が一方的、一律的に決めるものではなく、地域において、将来世代により良い教育環境を引き継ぐための真摯な議論が重ねられ、地域合意が形成されることが必要と考えます。

そのため、教育委員会としては、保護者や地域住民の方々の検討過程において、適宜必要な情報提供を行うとともに、円滑に議論が進むよう、必要な側面的支援に努め、協議の促進を図っていく考えです。

そして、地域合意が得られ次第、合意内容に基づき、学校規模等適正化に向けて各学校での取組を推進していきます。

【7地域の区分】

地域区分	保健福祉ブロック	中学校区	小学校区
北部地域	志賀ブロック	志賀	小松、木戸、和邇、小野
西北部地域	北部ブロック	葛川	葛川
		伊香立	伊香立
		真野	真野、真野北
		堅田	堅田
		仰木	仰木、仰木の里、仰木の里東
中北部地域	中北部ブロック	日吉	雄琴、日吉台、坂本、下阪本
		唐崎	唐崎
中部地域	中部ブロック	皇子山	志賀（※）
		打出	比叡平、藤尾、長等
中南部地域	中南部ブロック	栗津	逢坂、中央
		北大路	平野
			膳所
			晴嵐
南部地域	南部ブロック	石山	富士見
		南郷	石山
東部地域	東部ブロック	田上	南郷、大石
		青山	田上
		瀬田	上田上
		瀬田北	青山
		瀬田南、瀬田	
		瀬田北、瀬田東	

※志賀小学校区は中部地域・中部ブロックになります。